

1 被害拡大防止措置の概要

警視庁サイバー犯罪対策課は、インターネットバンキングを利用した不正送金に係る指令サーバ^(※1)の動作を観測することにより、国内外において約8万2,000台のパソコンがウイルス^(※2)に感染していることを把握し、警察庁及び民間事業者との連携により、これらのウイルスの無害化等を行うことにより、被害拡大防止措置を実施した。

(※1) ウィルスに感染したパソコンに攻撃者の命令を送信するサーバ

(※2) 不正送金処理を自動で行うウイルス

2 具体的取組

(1) ウィルスの無害化措置

ウィルス感染パソコンは、指令サーバから指令を受け取ることでインターネットバンキングを利用した際に不正送金が実行されるおそれがあることから、民間事業者と連携し、これらのウイルスが機能しないよう無害化を実施。

(2) 国内プロバイダ等への感染パソコンの情報提供

警視庁において、特定した国内約4万4,000台の感染パソコンに係るIPアドレスを管理するプロバイダ等に対し、感染パソコンの利用者への注意喚起を行うように情報提供を開始。

(3) 外国検査機関への感染パソコンの情報提供

警察庁において、国外約3万8,000台の感染パソコンに係るIPアドレスについて、ICPO等を通じて当該国の検査機関に情報提供を開始。

3 今後の対応

- (1) 関係機関等と連携した被害防止対策の継続実施
- (2) 外国検査機関との連携強化

1 被害児童数の推移（図1）

- 出会い系サイトに起因する事犯の被害児童は152人（前年比-7人、-4.4%）。平成20年の出会い系サイト規制法の法改正以降、届出制の導入により事業者の実態把握が促進されたことや、事業者の被害防止措置が義務化されたことなどにより減少傾向にある。
- コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童は1,421人（前年比+128人、+9.9%）。平成25年以降、無料通話アプリのIDを交換する掲示板に起因する犯罪被害等により増加傾向にある。

2 被害児童の状況

- 被害の最も多い罪種は、出会い系サイトに起因する事犯では、児童買春（74人、全体の48.7%）、コミュニティサイトに起因する事犯では、青少年保護育成条例違反（711人、全体の50.0%）。（図2）
- コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童の方が、出会い系サイトと比べて低年齢層の割合が多い。（図3）
- 被害児童がコミュニティサイトへのアクセス手段として携帯電話を使った事犯のうち、スマートフォンを利用して被害に遭った割合は9割弱。（図4）
- コミュニティサイトの利用について、保護者による注意を受けていなかつた被害児童は5割強、学校において指導を受けていなかつた被害児童は3割強。被害児童の約4分の1は不登校。（図5）
- コミュニティサイトの利用時、プロフィールを詐称した被害児童は3割強。（図6）

3 今後の対策

（1）出会い系サイト対策

- 悪質出会い系サイト事業者に対する取締り等の徹底
- 禁止誘引行為等の書き込み違反者に対する取締りの継続

（2）コミュニティサイト対策

- サイト事業者の規模、提供しているサービスの態様に応じた児童被害防止対策の強化に向けた働きかけの実施
 - ・ ミニメールの内容確認を始めとするサイト内監視体制の強化
 - ・ 実効性あるゾーニングの導入

※ 「実効性あるゾーニング」～サイト内において悪意ある大人を児童に近づけさせないように携帯電話事業者の保有する利用者年齢情報を活用し、大人と児童とのミニメールの送信や検索を制限すること。

- 関係省庁、事業者及びEMA等の関係団体と連携した対策の推進
 - ・ スマートフォンを中心としたフィルタリングの普及促進
 - ・ 児童、保護者、学校関係者等に対する広報啓発と情報共有

※ 「EMA（エマ）」～一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

[Content Evaluation and Monitoring Association]

（3）補導活動及び取締りの推進

- サイバー補導の積極的推進
- インターネットを利用した福祉犯事件に対する取締りの推進

公 安 委 員 会	第18回統一地方選挙における 違反取締状況について	平成27年4月16日
説明資料No. 3		捜査第二課

1 検挙状況（4月15日（前段期日3日後）現在）

期日を含む	自由妨害	今 回		前 回		前回比	
		前段4月12日投票、後段4月26日投票 H27. 4. 15現在		前段4月10日投票、後段4月24日投票 H23. 4. 13現在		事件数 人員(うち逮捕)	
		事件数	人員(うち逮捕)	事件数	人員(うち逮捕)	事件数	人員(うち逮捕)
期日を含む	自由妨害	11	11 (11)	11	11 (11)	0	0 (0)
	詐偽登録・詐偽投票	0	0 (0)	1	1 (1)	-1	-1 (-1)
	その他	0	0 (0)	2	2 (2)	-2	-2 (-2)
	合 计	11	11 (11)	14	14 (14)	-3	-3 (-3)
期日後	買 収	1	1 (1)	8	14 (14)	-7	-13 (-13)
	詐偽登録・詐偽投票	1	1 (1)	0	0 (0)	1	1 (1)
	投票干渉	1	3 (3)	1	1 (1)	0	2 (2)
	合 计	3	5 (5)	9	15 (15)	-6	-10 (-10)
合計	買 収	1	1 (1)	8	14 (14)	-7	-13 (-13)
	自由妨害	11	11 (11)	11	11 (11)	0	0 (0)
	詐偽登録・詐偽投票	1	1 (1)	1	1 (1)	0	0 (0)
	投票干渉	1	3 (3)	1	1 (1)	0	2 (2)
	合 计	14	16 (16)	23	29 (29)	-9	-13 (-13)

2 主な検挙事例

- 電話による選挙運動への報酬の約束をした日当買収事件（大阪）
- 虚偽の住所転入による詐偽登録・詐偽投票事件（大分）
- 高齢者の手掌に候補者の氏名を記載するなどして投票させた投票干渉事件（愛媛）

3 警告件数（4月10日（前段期日2日前）現在） 単位:件

区分 態様別	今 回 (H27.4.10現在)	前 回 (H23.4.8現在)	前回比
文書頒布	330	390	-60
文書掲示	2,640	3,147	-507
言 論	27	17	10
その 他	70	90	-20
合 計	3,067	3,644	-577

公 安 委 員 会	広島空港における航空機事故の 発生について	平成27年4月16日
説明資料No.4		捜査第一課

本年4月14日、広島空港において、韓国アシアナ航空の旅客機が着陸時に事故を起こし、乗客等多数名が負傷した航空機事故が発生。広島県警察では、運輸安全委員会等の関係機関と連携を図り事故原因を究明中である。

1 発生日時等

平成27年4月14日（火）午後8時05分頃

※ 警察認知：同日午後8時10分（空港職員が三原警察署へ通報）

2 発生場所

広島県三原市 広島空港

3 負傷者等（乗客23名、乗員2名 15日現在）

乗客73名（日本人46名）及び乗員8名中の25名が負傷

※ 負傷者25名のうち日本人は17名（乗客16名、乗員1名）

4 事故機

アシアナ航空162便（全日空NH6986とのコードシェア便）

※ 機体名：エアバスA320-200

5 事故状況

事故機が着陸時に機体の一部を空港設備（計器着陸装置のアンテナ）に接触させ、滑走路を逸れて停止したもの。

6 対応状況

広島県警察では、4月15日、運輸安全委員会航空事故調査官との合同による検証等を実施。

なお、専門捜査員（大阪府警察：航空機事故担当）1名を派遣し、捜査支援に当たっている。

1 訴訟の経過**(1) 国賠訴訟の提起**

平成22年10月、国際テロ対策に係るデータ114件（以下「本件データ」という。）が、インターネット上に掲出されたことに伴い、一審原告ら17名は、警察が信教の自由等を侵害する態様で本件データを収集・保管・利用し、管理上の注意義務違反により本件データを流出させたなどと主張して、国（警察庁、国家公安委員会）及び東京都（警視庁）に対し、賠償額合計1億8,700万円の支払を求める国家賠償請求訴訟を東京地裁に提起した。

(2) 一審判決の概要

平成26年1月、東京地裁は、警察の情報収集は、国際テロの未然防止のため必要な活動であるとした上で、

- ・ 本件データは警視庁から流出したものと認められる
 - ・ 警察庁には警察情報システムに関する監査を怠ったような事情は認められず、本件データの流出についての責任はない
- とし、東京都のみに賠償額合計9,020万円の支払を命じる判決を言い渡した。

一審原告ら及び一審被告東京都は、判決を不服として控訴した。

2 控訴審判決の結果等**(1) 判決日等**

平成27年4月14日（火）午後2時00分 東京高等裁判所

(2) 判決要旨**ア 主文**

一審原告ら及び一審被告東京都の各控訴を棄却する。

イ 理由**○ 情報収集活動について**

日本国内において国際テロが発生する危険性等に照らせば、情報収集活動は、国際テロ未然防止のために必要な活動といえ、本件における情報収集等は、憲法20条等に違反しない。

○ 個人情報の保有について

本件における情報収集活動は、もともと継続的に情報を収集し、分析、利用することを目的としており、個人情報の保有等も憲法13条等に違反しない。

○ 国の責任

警察庁の監査責任については、本件の流出についての義務違反は認められず、国の責任を認めることはできない。

○ 東京都の責任

警視庁における管理体制は不十分であったとみざるを得ず、東京都は賠償責任を負う。

3 今後の対応

法務省等関係各機関と連携し、今後の対応方針を決定する。